

平成15年2月28日

JICA企画・評価部

JICA環境社会配慮ガイドライン第4回改定委員会

平成15年2月28日(金)午前10時~午後1時

国際協力事業団11A~F会議場(新宿マインズタワー11階)

1. 第3回改定委員会以降の事務報告

2. ビューローによる打ち合わせの報告

3. 案件事例の紹介

- ・ラオス国ナムニアップ 水力開発計画調査
- ・タイ国コク・イン・ナン導水計画調査
- ・コスタ・リカ国テンピスケ川中流域農業総合開発計画調査
- ・フィリピン国オルモック市洪水対策事業計画
- ・タイ国エイズ予防地域ケアネットワークプロジェクト

4. 現行環境配慮ガイドラインの評価と課題

5. 環境社会配慮に対するJICAの基本方針

6. 論点の整理

7. 議論の進め方

フォローアップ、公開協議等

8. 次回の改定委員会の案内

第5回: 3月27日(木)14:00~17:00新宿マインズタワー11E~H会議場

9. その他

以上

第3回改定委員会以降の事務報告

1. 環境社会配慮ガイドライン論点の整理打ち合わせ

(1) 日時等

ア．日時：平成15年2月6日（木）11：00～12：30

イ．場所：JICA企画・評価部会議室

ウ．参加者（敬称略）：石田（JACSES）、松本（メコンウォッチ）、高橋（JVC）、富本（JICA企画・評価部次長）、鈴木（環境・女性課長）、上條（環境・女性課課長代理）

(2) 内容

第3回改定委員会中の資料「現行環境配慮ガイドラインの評価と課題」の「3. 今後の課題」の各項目について意見交換を行った。NGO側から今後の課題と討議項目の整合性を明確にする必要があると指摘があり、JICAから説明がなされた。その結果も踏まえて、第3回改定委員会で提案のあったNGO案とJICA案をベースにした論点案を基に、内容を明確にするとともに第4回改定委員会に提出する案の整理を行った。

ア．技術協力プロジェクトの取り扱い

JICA関連部との打ち合わせに基づき、スキーム毎ではなく全事業を統一した扱いとする旨JICAより報告し、改定委員会では3つのスキームを統一した議論を行うこととし、統一した扱いができない事項については別途検討することとした。

イ．環境社会配慮の確認と支援

JBICと内容は異なるものの、各ステージで先方政府が配慮すべき事項をJICAが確認した上で支援を行うべきであるとの認識で一致した。確認すべき内容は委員会で議論する。

ウ．環境管理システム

調査の終了後も途上国側の適切な環境社会配慮の実施に対する技術協力のあり方をJICAが提案することもあり得るが、技術協力を前提とすることで、

問題のある調査案件が採択されることがないように留意すべき。

エ．紛争国・紛争地域や軍事政権下での配慮の特性

ODA大綱で扱うべき課題ではないかとJICAから質問。特定の国への援助実施の可否であれば大綱で扱うべきであろうが、例えば援助を実施する場合に配慮すべき調査方法及び対処方針等は本委員会で議論すべきとのNGO側の回答であった。

オ．ガイドラインの遵守

NGO側より、世銀は環境面のみではなく全ての政策について遵守を確保しているが、JICAの遵守に対する考えに対し質問があった。各種のガイドラインを作成しているが、遵守の確保まで規定しているものは現在無く、今回の環境社会配慮ガイドラインが最初のものになる見込みとJICAより回答。また、遵守については、JICA内の体制のみならず、外部機関の設置の是非も含めて議論するため、別項目をたてることとした。

カ．相手国の情報公開

JICAの情報公開に加えて、相手国の情報公開も項目に加えることとした。

キ．項目の整理

打ち合わせ結果を踏まえ、別紙の通り修正した。また、重要な課題については「基本方針」の部分でしっかりと議論し、書き込むべきとの意見が出された。

ク．議論のスケジュール

論点案に基づき、次回のビューロー会合で3月以降のスケジュール案を決定する必要がある。本日の会合では、参加者全員がこの論点案に沿って上から議論していけばいいのではないかという意見だった。

2．ホームページの改善

(1)「参加する」画面のHTML形式追加(1月31日)

ホームページ上の「参加する」画面に、「参加する(HTML形式)」画面を追加し、ブロードバンド環境ではないユーザーやプラグインのインストールを希望しないユーザーは、HTML版にてコメント送付可能となった。また、追加に伴い使用環境の説明文を次のとおりに変更。

環境社会配慮ガイドライン改定委員会記録閲覧・コメント書き込みページでは、委員会で行われた議事録を閲覧する機能「閲覧する」と、委員会との擬似的な意見交換を行える機能「参加する」を準備しました。

「参加する」機能では、様々なコンピューター使用環境の方に対応するため、高機能のApplet版と簡易的なHTML版の2種類を用意しています。Applet版では、動画と議事録ツリーとの連携などの処理が行われているため、ADSL等のブロードバンド環境及び以下のプラグインのインストールが必要です。ADSL等のブロードバンド環境ではない方やプラグインのインストールを希望しない方はHTML版を使用してください。

(2) ご意見メールの送付先の変更 (1月31日)

これまで、ホームページや委員会に対するご意見は、「support@vworks.co.jp」宛にしていたのを「jicapvg@jica.go.jp」宛に変更。

(3) 個人情報の扱い (1月31日)

「参加する」画面の「意見の送信」画面に、個人情報の扱いについて次のような説明を追加。

当サイト（環境社会配慮ガイドライン改定委員会）へご投稿いただいた、お名前、メールアドレス及びご意見の各情報について
提出いただいたメールアドレスは、当委員会においてご意見の内容について確認させていただく場合にのみ用い、他の用途には一切使用しません。出されたご意見は、議事録ツリー・議事録詳細に表示されるほか、委員会に記名で公開させていただくことがあります。また、ご意見の取り扱いを委員会が検討し、その結果を直近の議事録で公開します。

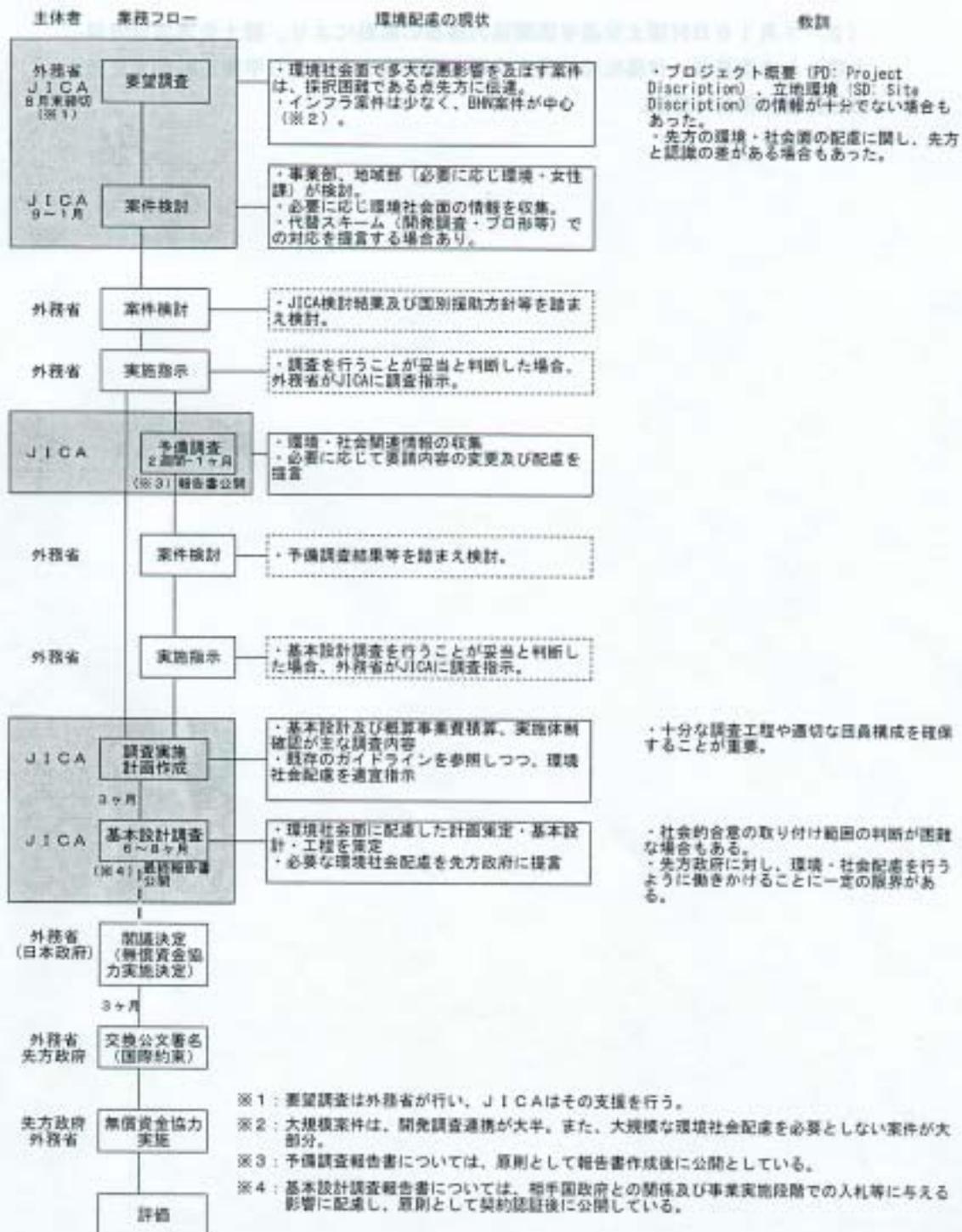
3. 委員の追加及び変更

(1) 社団法人海外コンサルティング企業協会（E C F A）より、氏家寿之（うじいえ としゆき）環境部会代表を委員として追加。

(2) 1月16日付国土交通省国際協力課長の異動により、国土交通省国際協力課からの委員は、伊藤松博前国土交通省国際協力課長から甲斐正彰国土交通省国際協力課長に変更。

以上

無償資金協力事前の調査に関する環境社会配慮支援の現状と教訓



現行環境配慮ガイドラインの評価と課題

1. 現行ガイドラインの用途

- (1) 開発調査の事前調査において、環境配慮団員がスクリーニングとスコーピングを行う際の参考資料。
- (2) スクリーニングとスコーピングの結果を JICA 職員がチェックする際の参考資料。
- (3) 計画策定の初期段階の環境配慮の内容を外部発信。

2. 現行ガイドラインの評価

- (1) 開発調査の実施にあたって、スクリーニングやスコーピングの調査手法を導入した。
- (2) 現行ガイドラインは、開発調査の事前調査を対象としたものであるが、無償資金協力や技術協力においても援用して使用している。

3. 今後の課題

- (1) 環境社会配慮の実施主体は先方政府であり、JICA はそれを支援する立場にあることを明確にする必要がある。
- (2) 案件検討の段階で、判断に十分なプロジェクト概要や立地環境の情報を入手する必要がある。
- (3) 環境社会配慮への支援を案件毎に判断しているが、統一的な基準とその範囲及び各段階における具体的な支援内容を明確にする必要がある。
- (4) 案件採択後、環境社会面での不適切な点が判明した場合、それを回避する方法を検討する必要がある。
- (5) 報告書を図書館で公開しているが、より積極的な情報公開を進める必要がある。
- (6) ガイドラインの運用については、各事業部が判断を行っているが、ガイドラインの適切な実施と遵守を確保する体制を強化する必要がある。
- (7) 改定にあたっては、JBIC や国際機関等のガイドラインとの整合性を確保する必要がある。

以上

環境社会配慮に対する JICA の基本方針（案）
（環境社会配慮ガイドラインの改定にあたって）

環境社会配慮は、持続可能な開発を確保するために必須の要件と考えられる。したがって、開発途上国において JICA が協力する事業の実施にあたっては、バランスのとれた開発が進められるように、長期的な視野を持って、開発のできるだけ早い段階から、十分な環境社会配慮の検討が行われなければならない。

JICA は、その協力の実施に際しては、開発途上国政府の責任で行われる環境社会配慮が適切に実施されるように先方政府を支援する。

その支援にあたっては、協力事業が環境や地域社会に与える影響の程度や先方政府の実施体制に応じて、先方政府に対して適切な環境社会配慮を行うよう、事業の各段階において働きかけを行うとともに、必要な場合には政府の実施能力の向上に向けた支援を行う。また、環境社会配慮の支援に際しては、相手国側の制度等を踏まえた地域住民等の参加や情報公開が重要であることに留意し、住民の参加と情報の公開を促進するための適切な方法を検討する。

JICA は環境社会配慮ガイドラインの改定にあたっては、上記の方針を反映し、かつ我が国の ODA 政策や JBIC、国際機関等のガイドラインとの整合性を図り、国際的な動向に留意する。

併せて、JICA の環境社会配慮への支援を十分かつ効果的に達成し、改定後のガイドラインの適切な実施を確保するために、その組織体制のあり方と実施能力の充実についても検討する。

以上

JICA環境社会配慮ガイドライン（仮称）の論点案

．基本的事項

- 1．環境社会配慮の基本方針（環境社会配慮の定義含む）
- 2．ガイドラインの目的
- 3．ガイドラインの適用範囲
 - 3.1 環境と社会の範囲（人権、ガバナンス、ジェンダーも検討項目に含める）
 - 3.2 スキームの取り扱い（統合した扱いとする）
 - 3.3 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性
- 4．計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）
- 5．環境管理システムの適用

．手続き

- 1．環境社会配慮の確認と支援
 - 1.1 基準
参照する途上国政府の環境アセス等に関連する基準
 - 1.2 手続き
スクリーニング、カテゴリ分類、カテゴリ分類毎の支援の範囲と内容、スコーピング、EIA支援報告書の内容、事業評価との関連（事前評価、中間評価、終了時評価、事後評価）等につき検討する。
 - 1.2.1 案件検討
 - 1.2.2 事前調査
 - 1.2.3 本格調査、基本設計調査
 - 1.2.4 事業実施（技術協力を対象）
- 2．情報公開
 - 2.1 情報公開の基本的考え方
 - 2.2 時期と内容
相手国政府の了解、情報伝達手段の限られる地域や住民に理解可能な方法での説明の仕方、現地言語の扱い、EIA支援報告書の素案を公共の場において閲覧可能な状態とする方法、等につき検討する。

3．相手国の情報公開

3.1 情報公開の基本的考え方

3.2 時期と内容

4．公開協議

4.1 対象となるステークホルダーの範囲（利害関係の有無）

4.2 時期

例えば、EIA支援を行う場合は、スコーピング段階とEIA支援報告書の素案作成直後に公開協議を行うこと、等につき検討する。

5．モニタリング（技術協力プロジェクト）

5.1 期間（プロジェクト開始から終了時まで）

5.2 仕組み（JICA内組織、外部から指摘がある場合の対応）

6．フォローアップ

開発調査や無償資金協力で調査終了後（JICA業務の終了後）の先方政府の環境社会配慮実施状況の確認等

．実施体制とその他の事項

1．JICAの実施体制

ガイドラインの遵守状況の監督、案件の審査、モニタリング、評価

2．作業監理委員会

3．意志決定への反映

4．ガイドラインの遵守

5．その他

5.1 ガイドラインの名称

5.2 技術的基準の整備

以上